



和気町DX推進計画

令和7年6月 策定



目次

1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画期間及び計画構成	6
3. 推進体制	8
4. 基本理念及び基本方針	11
5. 取組事項	13
6. 重点取組事項	15
7. あわせて取り組むデジタル社会の 実現に向けた取組	23

1. 計画策定の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症対応では、全国的に地域・組織間で横断的にデジタル技術やデータを十分に活用できず、迅速なサービスを提供できなかつたことなどから、行政のデジタル化の遅れが明らかとなつた。

そこで「新たな日常」の原動力として、従来の制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション(DX)が全国的に求められた。



国

上記の認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。



総務省

上記の基本方針に併せて、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」(対象期間:令和3年1月～令和8年3月の5年3か月)を令和2年12月に策定した。



岡山県

国の示した「自治体DX推進計画」等を踏まえ、取組方針や工程表、推進体制等を指示するものとして、「岡山県DX推進指針」(対象期間:令和3年10月～令和8年3月の4年6か月)を令和3年10月に策定し、「行政手続きのオンライン、キャッシュレス化」「府内でのAI・RPA等のICTツールを活用した業務効率化」「テレワークの推進」等を実施している。

和気町

「しらせあい」や「母子モ」といったスマートフォンアプリ等を活用したDXを個別に実施し、多くの市民に利用されている。



今後、更なる住民サービス向上等のため、町全体でDXの取組の更なる加速化を図っていく必要がある。



国や岡山県の示した計画、指針等を踏まえて、課を超えた横断的な「和気町DX推進計画」等を策定するものである。

2. 計画期間及び計画構成

計画期間

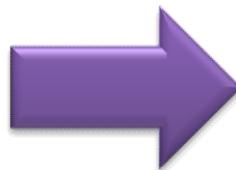
令和7年度から令和9年度末までの3年間

なお、総務省の「自治体DX推進計画」における対象期間は「令和8年3月まで」であり、令和8年度以降の計画の取扱いについては別途検討が行われるため、総務省の計画の見直しに応じて本計画の見直しを検討する。

計画構成

和気町DX推進計画

本計画において、基本理念、基本方針及び取組事項等の基本的な計画を記す。



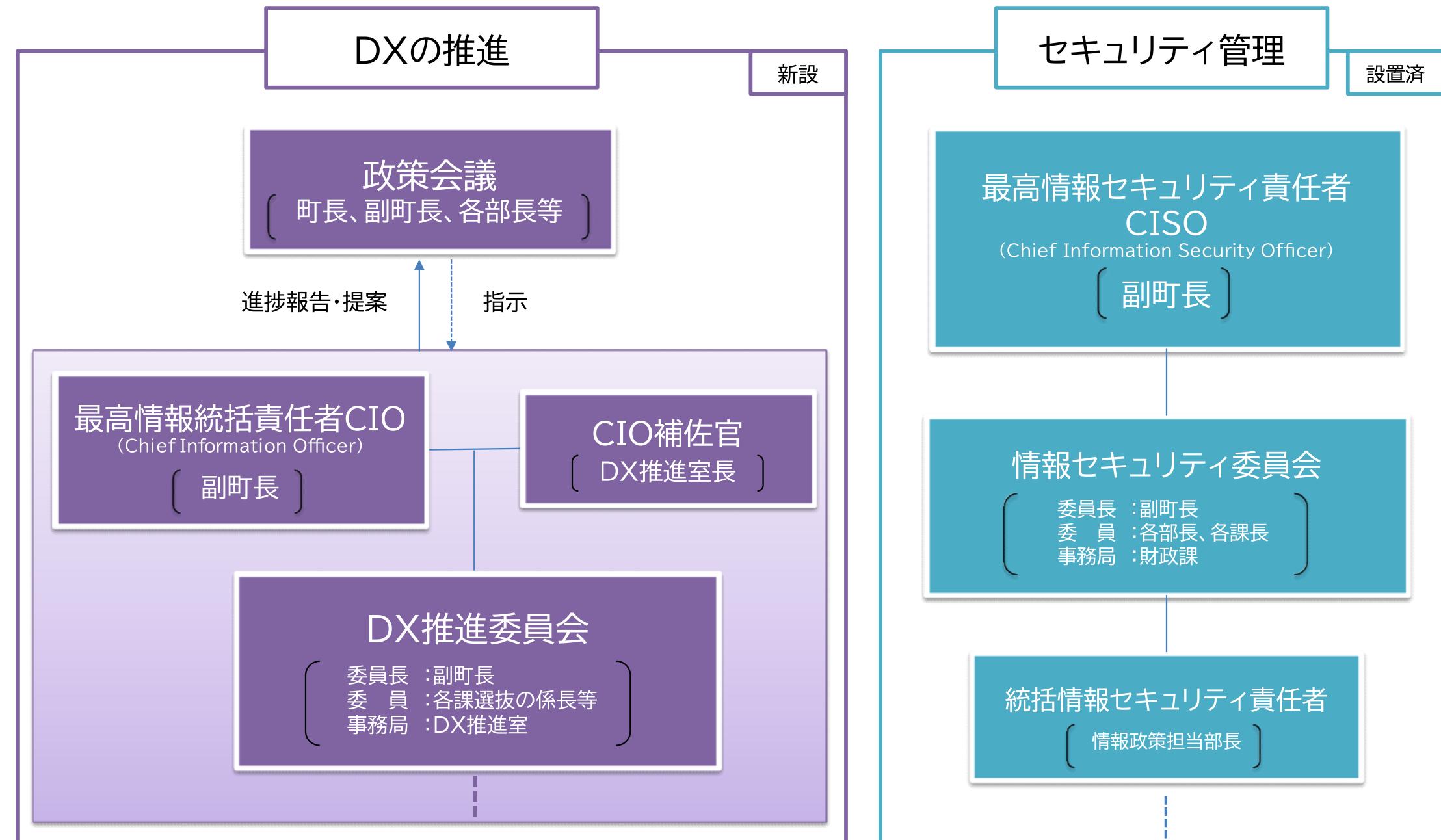
策定後

和気町DX実施計画

推進計画に基づき、各課で具体的な課題や解決のための計画を記す。

3. 推進体制

庁内の推進体制



デジタル人材の育成

自治体におけるDXの推進に当たっては、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となることから、ICTの知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできる「デジタル人材」を確保することが必要となる。

一方で、限られた予算で専門性の高いデジタル人材を確保することは非常に困難であり、行政のデジタル化を推進するためには、その担い手である職員が必要な知識やスキルを身につけ、活用していくことが求められることから、人材育成部門と緊密に連携して取組を推進する。

DX推進リーダーの育成

一般職員の中でも、デジタル分野における専門知識を身につけ、一般職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職員（「DX推進リーダー」）の存在が重要であることから、DX推進リーダーの育成に取り組む。

全職員のITリテラシー底上げ

限られた人材でDXを推進するためには、全職員のITリテラシー底上げが重要となることから、DXに関する職員研修を実施し、eラーニングの活用を検討する。

4. 基本理念及び基本方針

基本理念

地理的な制約、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指す。

(デジタル田園都市国家構想から一部引用)

基本方針

- ① 住民目線での行政サービスの利便性向上
- ② 職員負担を軽減し、人的資源を最大限活用するための業務効率化
- ③ デジタル技術を活用した地域活性化

※なお、教育委員会関係についても協働し、リソースを最大限活用する。

5. 取組事項

国の示した「自治体DX推進計画【第4.0版】(令和7年3月28日策定)」において、自治体が取り組むべき事項・内容として示された取組事項に基づき、以下のとおり取組事項を設定する。

重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納におけるeL-QRの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦ テレワークの推進

あわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- ① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

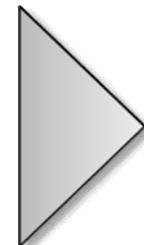
6. 重点取組事項

① 自治体フロントヤード改革の推進

少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要であることから、自治体フロントヤード改革を推進する。

現状

マイナポータルにおける「保育施設の利用申込」等の各種手続き、和気町電子申請サービスにおける「水道の給水開始・休止申請」がオンライン化されているが、添付書類の取扱い等の問題により、利用が進んでいない。また、窓口においては、紙を使った手続きが行われている。



取組方針

- ✓ 電子化が困難な添付書類の取扱い等の課題を整理し、オンライン化対象手続の改善、拡大を検討し、あわせてHP等における周知方法の改善を推進する。
- ✓ 対面で手続等を行う場合であっても、紙だけではなくデータによる対応も進め、キャッシュレス化とあわせて、住民の利便性向上を図る。

② 自治体の情報システムの標準化・共通化

全国で共通する事務を担う情報システムを各自治体が個別に整備・運用していくことは非効率であり、コストや職員の事務負担を増大させる面があった。そこで、国は基幹系20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)を標準化対象事務として定め、標準化システムへの移行に向けて進めており、本町でも国の方針に沿って移行を推進する。

現状

国の方針に沿って取組を進めており、令和7年10月に移行が完了予定。

取組方針

令和7年10月の移行完了に向けて、引き続き取組を推進する。

③ 公金収納における eL-QR の活用

eL-QR(地方税統一QRコード)は、納入通知書等に付されたeL-QRをスマートフォン等で読み取ることで、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が可能となる全国共通のQRコード規格である。eL-QRの導入は、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から有用であることから、引き続きeL-QRの活用を推進する。

現状

「個人住民税」「固定資産税」「軽自動車税」等で導入されている。

取組方針

eL-QR非対応の公金収納について、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、eL-QRの全面的な導入を検討する。

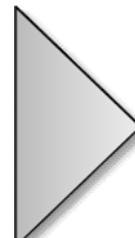
④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされるなど、住民の利便性の向上につながっているほか、各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。

また、窓口業務以外にも、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）や自治体独自の取組などにも活用されている。今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれており、引き続きマイナンバーカードの取得に向けた環境整備を推進する。

現状

令和7年3月末時点における人口に対する保有枚数率は76.3%であり、全国平均78.3%、全国町村平均78.8%、岡山県平均78.6%をいずれも下回っている。



取組方針

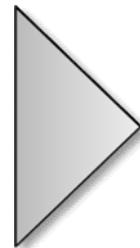
- ✓カード保有者に引き続き利用してもらうよう、令和7年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備を図るとともに、利便性向上等につながるカードを活用した施策を推進する。
- ✓カードの保有状況を分析し、保有率向上のための効果的な施策を推進する。

⑤ セキュリティ対策の徹底

業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

現状

「和気町情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。



取組方針

総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和6年10月2日改定)を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。

⑥ 自治体の AI・RPA の利用推進

AI(人工知能)・RPA(ロボットによる業務自動化)は、人口規模の大きな団体のみならず、規模の小さな団体においても導入が進んでいる。AI・RPAの利用は、業務効率化や労働時間短縮等に有効な手段の一つであることから、国が作成したガイドブックを参考に、AIやRPA等の導入・活用を推進する。

現状

AI・RPAの利用はほとんど進んでおらず、利用に関するルールも策定されていない。

取組方針

- ✓ 国が作成した「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」及び「自治体におけるRPA導入ガイドブック」等を参考に、AIやRPAの導入・活用を推進する。
- ✓ その他、ICTツールについても、他自治体の研究を行い、導入・活用を検討する。

⑦ テレワークの推進

テレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるほか、生産年齢人口が減少し、地方公務員のなり手不足が指摘される中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材を確保するとともに、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境を整備する観点からも有用である。ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待される。さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といった BCP(業務継続計画)の観点から有用な手段となることから、テレワークに対応できる環境整備を推進する。

現状

多くの職員がテレワークになじまない窓口業務等に従事しているため、テレワークの導入は進んでおらず、テレワークを行うための環境整備も進んでいない。

取組方針

各自治体ではテレワークの導入・活用に関する困難な課題に直面しながらも、創意工夫を重ねてテレワークを推進していることから、他自治体の研究を行い、テレワークの導入に向けた環境整備を推進する。

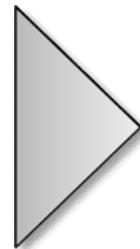
7. あわせて取り組むデジタル 社会の実現に向けた取組

① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

産業分野(商工業、観光、農林水産業)やくらし分野(健康・医療・福祉、環境)等においても、デジタル技術やデータを活用することで、地域経済や住民生活を飛躍的に向上させることが可能となっていることから、それぞれの分野における各課のデジタル実装の取組を進め、地域社会のデジタル化を推進する。

現状

「しらせあい」や「母子モ」といったスマートフォンアプリ等によるデジタル実装を実施し、地域社会のデジタル化を始めている。



取組方針

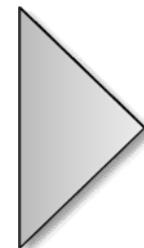
重点取組事項によるデジタル実装を進めるとともに、地域経済や住民生活を向上させる取組を「産業分野」「くらし分野」「教育分野」「防災・インフラ整備分野」等で検討し、町全体でのデジタル化の好循環を生み出す。

② デジタルデバイド対策

デジタル化を進めるにあたっては、「地理的な制約、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指す」必要があることから、デジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）を生じさせないための環境整備を推進する。

現状

デジタルデバイド解消に向け、民間企業と連携した「スマホ教室」やしらせあいに係る「タブレット端末操作説明会」を実施している。



取組方針

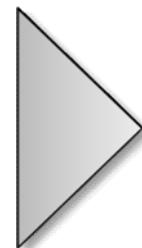
- ✓スマートフォンやタブレット等のICT端末の利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるよう、引き続き講習会の開催や相談体制の整備を推進する。
- ✓町HP、広報誌等において、利用者目線での分かりやすい情報発信を行う。

③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

デジタル関連技術が飛躍的に進展する一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を作り出す制度の多くが書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させていくことが不可欠であることから、規制の点検・見直しを検討する。

現状

行政サービスの多くが書面・対面で実施されており、ほとんどの場合で利用者が役場へ出向き、窓口で対応してもらう必要がある。



取組方針

国において代表的なアナログ規制として選定した、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制について、点検、見直しを検討する。